

# 熊本市行財政改革計画(案)

この計画に掲げる取り組み、目標等は、現時点のものであり、今後、市民の皆様からのご意見等を踏まえ、更に検討等を行っていきます。

熊 本 市

平成 20 年 11 月



<目次>

第1 はじめに	.....	P 1
○ これまでの取り組み		
第2 計画が目指すもの	.....	P 2
1 目標		
2 改革の視点		
第3 計画期間と進行管理	.....	P 4
1 計画期間		
2 進行管理		
第4 実現に向けた方策	.....	P 5
○ 体系図		
I 市民に信頼される市政の実現	.....	P 7
第1章 市民参画と協働の推進		
第2章 市政情報の共有化		
第3章 市民の視点に立ったサービスの提供		
第4章 法令順守の徹底		
II 効率的で質の高い市政運営の推進	.....	P12
第1章 質の高い組織体制の確立	.....	P12
第1節 的確な事務執行		
第2節 職員の意識改革と育成		
第3節 組織・機構の見直し		
第4節 定員の適正化		
第5節 給与の適正化		

第2章 民間活力の活用	.....	P17
第1節 民間委託等の推進		
第2節 公共施設の見直し		
第3節 指定管理者制度の活用		
第4節 PFI方式等の活用		
第3章 財政の健全化	.....	P22
第4章 環境配慮型行政の推進	.....	P26
第5章 公営企業の改革	.....	P27
第1節 病院事業の経営健全化		
第2節 交通事業の経営健全化		
第3節 水道事業の経営健全化		
第4節 下水道事業の経営健全化		
第6章 外郭団体の改革	.....	P29
第1節 外郭団体経営改革計画の見直し		
第7章 政令指定都市の実現	.....	P30
<b>第5 実施プログラム</b>	.....	<b>P31</b>

## 第1 はじめに

- ・本市では、これまで市民福祉の向上や効果的・効率的な行政体制の整備に向けて、行財政改革に取り組んできました。平成16年3月には、熊本市行財政改革推進計画を策定し、市民協働の積極的な推進をはじめ、市民サービス、組織風土、組織機構、公営企業、外郭団体などの改革、財政の健全化に取り組み、まちづくりの着実な推進を支えるとともに、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現を目指してきたところです。
- ・しかしながら、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの人口増加を前提とした社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている中で、本市では、政令指定都市の実現や平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けたまちづくりなどに積極的取り組み、活力と魅力にあふれた誇りが持てる「熊本市」を築きあげていかなければなりません。
- ・また、高度化・複雑化する政策課題や市民ニーズに的確に对应していくことはもとより、地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任で行政を運営していくことが求められています。
- ・そこで、本市ではこの時代の転換期に対応した熊本づくりの指針として基本構想を定めたところであり、このまちづくりの着実な推進に向けて、市民に信頼される市政の実現、効率的で質の高い市政運営を行っていくため、これまでの行財政改革への取り組みを一層強化するとともに新たな行革手法も取り入れ、第4次となる行財政改革計画(以下「計画」)を策定するものです。

### これまでの行財政改革の取り組み

- (1) 第1次 熊本市行政改革大綱 (平成8～11年度)
  - 目標 50億円の改善 市民100人当たり1人の職員数の実現
- (2) 第2次 熊本市行政改革大綱(改定)(平成12～15年度)
  - 目標 更に30億円の改善 6,500人体制の実現
- (3) 第3次 熊本市行財政改革推進計画(平成16～20年度)
  - 目標 ・市民と協働し、市民に信頼される市政の実現
  - ・市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現
  - ・スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現

## 第2 計画が目指すもの

### 1 目標

#### ○ 市民に信頼される市政の実現

市政情報の積極的な公開や対話を進め、市民と行政の相互理解のもとで協働により多様化する行政ニーズに対応していきます。また、市民のニーズや満足度を的確に把握し市民の視点に立ったサービスを提供するとともに、公正な職務の執行などにより、市民に信頼される市政を実現します。

#### ○ 効率的で質の高い市政運営の推進

より少ない経費でサービスの品質を高め、市民の満足度を向上させる行政経営の観点から、簡素で効率的な組織体制の整備をはじめ、経営感覚を持った職員の育成、市民・事業者と行政の役割分担や事業の見直し、持続的なサービス提供に向けた財政の健全化などを進めます。また、人員・財源などの行政資源配分の最適化を図り、効果的・効率的に行財政運営を行います。

#### 《目標値》

	単位：%	
	基準値 (H20)	目標値 (H25)
信頼できる市政と感じる市民の割合	39.1	55
効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合	24.2	50

※市民アンケート結果を踏まえ、目標値を決定します。

	単位：億円					
	H21	H22	H23	H24	H25	合計
経費効果額						

※全プログラムの内容確定後に各年度の目標値を決定します。

## 2 改革の視点

### ○ 市民志向の改革

市民のニーズや満足度を的確に把握し、市民の視点に立った質の高いサービスを安定的に提供する改革を進めます。

### ○ 成果重視の改革

目的や目標を明確にするとともに、行政経営のマネジメントサイクルに基づき最適化を図るなど、市民サービスの向上のための成果を重視した改革を進めます。

### ○ 民間活力の活用

サービスの品質向上と経費削減に向けて、民間の能力やノウハウを積極的に活用するとともに、「民間でできることは民間に委ねる」ことを原則に、これまでの役割分担の見直し、民営化、民間委託等を進めます。

### ○ 現場からの改革

行財政改革の主体は職員であり、一人ひとりが自発的・自主的に取り組むことが基本です。特に、市民と接しニーズを的確に把握できる第一線の職員が新しい発想と意欲をもって取り組むことが重要です。そこで、権限委譲、事務処理や意思決定の迅速化、職場の活性化などを図り、現場からの改革を進めます。

## **第3 計画期間と進行管理**

### **1 計画期間**

これからのまちづくりを推進する具体的な取り組み等を掲げる総合計画・基本計画は、平成30年度を目標年次とし中間年に見直しを行うことにしていることから、この計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とします。

### **2 進行管理**

#### **(1) 市政改革本部の定期的開催**

計画の推進主体として「熊本市市政改革本部」(本部長:市長)を定期的  
に開催し、全庁一丸となって計画の着実な推進を図るとともに、計画の前倒しによる実施や社会情勢への柔軟な対応に向け、適宜見直しを行います。

#### **(2) 外部委員会への報告**

計画の推進状況等については、有識者・市民等で構成する外部委員会  
(熊本市行財政改革推進委員会)に適宜報告するとともに、委員会での意見等を計画の推進や見直しに反映させます。

#### **(3) 市民への説明**

計画の達成状況、成果、評価及び当該年度の取り組み等を掲げた実施  
計画を毎年度策定し、市民にホームページ等を活用してわかりやすく説明  
します。



# 第4 実現に向けた方策

## ○ 体系図

目標	章	節	実施プログラム	ページ
I 市民に信頼される市政の実現	1 市民参画と協働の推進		1 自治基本条例の制定と運用	33
			2 地域コミュニティの活性化	34
			3 市民参画の推進	35
			4 新しい公共の推進	36
	2 市政情報の共有化		1 わかりやすい財政状況の公表	37
			2 公共事業等採択基準の明確化・公表	38
			3 要綱の公開	39
			4 行政文書目録の公開	40
	3 市民の視点に立ったサービスの提供		1 総合的防災力の向上	41
			2 コールセンターの円滑な運用	42
			3 窓口サービスの充実	43
			4 税等のクレジットカードによる収納	44
			5 児童育成クラブの見直し	45
			6 保育サービスの充実	46
			7 社会教育施設の利用拡大	-
			(1) 金峰山少年自然の家	47
	(2) 図書館	48		
	(3) 博物館	49		
	8 民間提案による市民サービスの見直し	50		
4 法令順守の徹底		1 職員倫理の保持	51	
		2 チェック体制の強化	52	
II 効率的で質の高い市政運営の推進	1 質の高い組織体制の確立	(1) 的確な事務執行	1 行政評価制度の活用	53
			2 事業分析の活用	54
			3 契約事務の集約・効率化	-
			(1) 契約窓口の一元化	55
		(2) 公共施設の保守点検業務の集約	56	
		4 情報システムの最適化	57	
		(2) 職員の意識改革と育成	1 人事評価制度の見直し	58
			2 専門職の育成	59
			3 職員研修の充実	60
			4 技術力の向上	61
		(3) 組織・機構の見直し	1 組織体制の見直し	62
			2 (仮称)総務事務センターの設置検討	63
			3 職員健康保険組合、職員共済組合の見直し	64
		(4) 定員の適正化	1 中期定員管理計画の推進	65
			2 時間外勤務の縮減	66
		(5) 給与の適正化	1 給与制度の適正化	67
		2 民間活力の活用	(1) 民間委託等の推進	1 アウトソーシングの推進
	(1) 債権回収代行業務委託			69
	(2) 市政だより編集業務の外部委託			69
	(3) 市ホームページ管理業務の委託化			70
(4) 電話交換業務の見直し	70			
(5) 守衛業務の見直し	71			
(6) 公用車運転業務の見直し	71			
(7) 二輪車管理業務の見直し	72			
(8) 市役所駐車場管理業務の見直し	72			
(9) ホール業務の民間委託	73			
(10) 計量検査所の業務委託	73			
(11) 動物愛護業務の見直し	74			
(12) 燃やすごみ・紙収集業務委託	74			
(13) 環境工場の業務の見直し	75			
(14) 熊本城の管理業務体制の見直し	75			
(15) 遊機具部門の業務委託	76			
(16) 土木センターの業務委託	76			
(17) 学校給食業務の民間委託	77			

新しい熊本づくりの着実な推進

目標	章	節	実施プログラム	ページ	
新しい熊本づくりの着実な推進	Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進	2 民間活力の活用	(2) 公共施設の見直し	1 辛島公園地下駐車場	78
				2 公設福祉施設	79
				3 斎場	80
				4 環境衛生事業所	81
				5 食肉センター	82
				6 公設運動施設等	83
			7 あり方を見直す施設	84	
			(1) 庁舎花畑別館	84	
			(2) 産業文化会館	84	
			(3) 総合ビジネス専門学校	84	
			(3) 指定管理者制度の活用	1 総合女性センター	85
				2 健軍文化ホール	86
		3 子ども文化会館		87	
		4 リサイクル情報プラザ		88	
		(4) PFI方式等の活用	1 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業	89	
			2 西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討	90	
		3 財政の健全化	3 財政の健全化	1 各種財政指標の改善	91
				2 予算編成手法の見直し	92
				3 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し	-
				(1) 市営駐輪場の有料化	93
				(2) 動植物園駐車場の有料化	94
(3) その他使用料・手数料の見直し	95				
4 税込等の確保、貸付金の回収	96				
(1) 市税込納率の向上	97				
5 スポーツ施設における広告事業の導入	98				
6 公共工事コスト縮減	99				
7 補助金の見直し	100				
8 野出・熊本線バス運行助成事業の見直し	101				
9 経常的な事務経費の見直し	102				
10 事務事業の見直し	103				
11 適正な公有財産の管理	-				
(1) 未利用地の活用	104				
(2) 職員駐車場の有料化	105				
12 特別会計等の経営健全化	106				
4 環境配慮型行政の推進	4 環境配慮型行政の推進	1 環境管理システムの充実	107		
		2 CO2削減を目指した事務事業の推進	108		
5 公営企業の改革	(1) 病院事業の経営健全化	1 地方公営企業法の全部適用への移行	109		
		2 公立病院改革プラン(仮称)の策定・推進	110		
	(2) 交通事業の経営健全化	1 職員配置の見直し	111		
		2 交通事業の経営健全化の推進	112		
	(3) 水道事業の経営健全化	1 組織機構の適正化	113		
		2 民間的経営手法の有効活用	114		
		3 水道料金体系の見直し	115		
	(4) 下水道事業の経営健全化	1 「中・長期経営計画」の見直しと推進	116		
2 浄化センターの運転管理業務の民間委託		117			
6 外郭団体の改革	(1) 外郭団体経営改革計画の見直し	1 公益法人制度改革への対応	118		
		2 市の関与の見直し	119		
7 政令指定都市の実現	7 政令指定都市の実現	1 組織機構の検討	120		
		2 移譲事務の検討	121		

# I 市民に信頼される市政の実現

## 第1章 市民参画と協働の推進

「自分達のまちは自分達でつくる」という理念のもと、市民の市政への「参画」や、市民との信頼関係を築き、同じ目的の達成に向け力を出し合う「協働」を推進していきます。

### <具体的取組>

#### 1 自治基本条例の策定と運用(1)

市民、市議会、行政の役割と責務を明確にするとともに、自治の基本理念や市政運営のルール等を定めた自治基本条例を制定し、運用することにより、参画と協働によるまちづくりを進めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

#### 2 地域コミュニティの活性化(2)

校区自治協議会における地域課題解決に向けた取組みなどを通して、住民一人ひとりが住んでいる地域に関心を持ち、お互いに協力しながら、暮らしやすい地域コミュニティをつくる主体的な活動を支援します。

また、まちづくり交流室の支援機能を充実するなど、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

#### 3 市民参画の推進(3)

効果的で満足度の高い事業を実施するため、市民の意見を反映させるなどの市民参画の手法を積極的に活用していきます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

#### 4 新しい公共の推進(4)

新しい公共の担い手である市民活動団体の活動を支援するとともに、市民活動団体と行政との協働事業を推進します。

主なスケジュール → 平成 22 年度から新しい公共の担い手への支援を実施

## 第2章 市政情報の共有化

市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識をもち協働してまちづくりを担うため、市政情報をわかりやすく提供し、共有化を進めます。

### <具体的取組>

#### 1 わかりやすい財政状況の公表(5)

「財政ってなあに?」(決算状況の詳細分析)、「熊本市の財政状況」(予算概要と主な財政指標が中心)の作成に引き続き取り組み、予算・決算の状況や各種財政指標の経年比較、他都市比較を分かりやすく公表します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

#### 2 公共事業の採択基準の明確化・公表(6)

各種公共事業等の採択基準の明確化・公表や計画策定段階からの情報提供に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

#### 3 要綱の公開(7)

様々な事務・事業に関する手続きや基準、運用方法などを定めた要綱を公開し、透明性・公平性の向上を図ります。

主なスケジュール → 平成 21 年度から要綱を順次公開

#### 4 行政文書目録の公開(8)

市ホームページから行政文書目録を検索、閲覧できるシステムを導入します。

主なスケジュール → 平成 22 年度に行政文書公開目録公開システムを導入

## 第3章 市民の視点に立ったサービスの提供

市民の視点に立った質の高いサービスを提供することを基本に、安全で安心なまちづくりに向けた防災力の強化といった基礎的な取り組みはもとより、手続きの簡素化や迅速化、利便性や満足度の向上などに資する取り組みを進めます。

### <具体的取組>

#### 1 総合的防災力の向上(9)

まちづくりの基盤となる安全で安心な暮らしの実践に向け、危機管理機能と消防本部機能との連携を一層強化します。

また、防災情報システム及び消防司令管制システム開発に際して、可能な限り共有化を図ることで両機能を強化するとともにコスト削減を図ります。

主なスケジュール

平成 24 年度までに防災情報システム・消防司令管制システムの構築等に向けた方針の決定

#### 2 コールセンターの円滑な運用(10)

各種の問合せへの対応はもとより、イベント開催等に際して受付窓口の代行や簡易なアンケート調査等の実施などコールセンターの業務を拡大します。

主なスケジュール

平成 21 年度までに検討を行い、順次業務を拡大

#### 3 窓口サービスの充実(11)

各種申請書様式を統一するなど手続きの簡素化を図るとともに、市民サービスコーナーの業務内容を充実します。

主なスケジュール

平成 22 年度までに窓口申請様式の統一化

#### 4 税等のクレジットカードによる収納(12)

コンビニエンスストアの料金収納の導入効果を検証しながら、クレジットカード収納について検討します。

主なスケジュール

平成 23 年度までにクレジットカード収納開始

#### 5 児童育成クラブの見直し(13)

整備計画を策定し、計画的に施設の分離・拡充を図るとともに、指導員の資質向上等の運営面について検討します。

主なスケジュール

平成 22 年度までに施設整備、運営面の改善

## 6 保育サービスの充実(14)

新たな保育サービスの充実を図るとともに、保育所、幼稚園におけるそれぞれのサービスのあり方について、民間施設との役割分担や民営化・統廃合も含めて、総合的に検討します。

主なスケジュール

平成 21 年度から新たな保育サービスの実施

平成 24 年度までに市立保育所、市立幼稚園のサービスのあり方を見直す

## 7 社会教育施設の利用拡大(15)

生涯学習活動の基盤となる社会教育施設において、多様化・高度化する学習ニーズに対応できるサービスを提供するとともに、効果的・効率的な管理運営に向けて、職員配置の見直しや業務の民間委託に取り組みます。

### (1) 金峰山少年自然の家

魅力ある活動プログラムの開発や情報発信の充実等により施設の利用拡大に取り組むとともに、職員配置等を見直しを行います。

主なスケジュール

平成 22 年度までに職員配置を見直す

### (2) 図書館

図書館サービスの機能強化等による施設の利用拡大に取り組むとともに、職員配置の見直しや業務の民間委託等を進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から業務の一部を民間委託

### (3) 博物館

収蔵資料の活用や展示資料の入れ替え、各種教室や展示会の開催、プラネタリウムの更新等を行い、館の魅力を高めるとともに、広報を強化します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

## 8 民間提案による市民サービスの見直し(16)

市民の利便性や満足度を高めるとともに、効果的なサービス提供のあり方等について、事業者等から広く提案を求める制度を構築し、実施します。

主なスケジュール

平成 22 年度までにモデル事業の検証等を行い、平成 24 年度に本格実施

## 第4章 法令順守の徹底

職員研修の充実や事務事業のチェック体制の強化などに努め、職員等の公正な職務の執行を徹底します。

### <具体的取組>

#### 1 職員倫理の保持(17)

職務の執行が法令に違反することなく円滑に行われるよう常に職員に意識付けを行うとともに、違反が生じた場合には迅速かつ適正に是正措置を講じます。

また、「熊本市職員等の内部通報制度」の周知徹底を図るとともに、円滑な運営を行います。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から継続実施

#### 2 チェック体制の強化(18)

事務処理適正化のため、各課において事務処理マニュアルを整備するほか、主査、副査制等によるチェック機能の強化、職員の事務処理能力向上に向けて、出納や契約に関する実務研修の充実や職場風土改革に向けて職場ミーティングの定例化など職場の活性化に取り組みます。

また、これらの取り組みを着実に推進する仕組みを構築し、実施します。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から継続実施

## Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進

### 第1章 質の高い組織体制の確立

複雑化・高度化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限られた行政資源（人員・財源等）で最大限の効果を生み出すとともに、成果を重視した効率的で質の高い組織体制を確立します。

#### 第1節 的確な事務執行

事業計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のマネジメント・サイクルに基づいて事業の妥当性などを不断に検証、見直しを行うとともに、業務の統合・集約、電算化等により、効率性を高めます。

#### <具体的取組>

##### 1 行政評価制度の活用(19)

「事業分析」を活用し、フルコストを含めた評価の充実を図ります。

また、行政評価と予算、組織、人事管理との連携を図り、効率的な組織運営を図ります。

#### 主なスケジュール

平成 22 年度までにフルコストを含めた評価の充実を図るとともに、行政評価と予算、組織、人事管理との連携による効率的な組織運営に努める

##### 2 事業分析の活用(20)

より正確な分析、作業効率・利便性の向上に向け、制度の精度を高めるとともに、各職場や管理部門で活用できるようにします。

また、予算編成システムに対応しつつ、組織・人事管理に係る新たな意思決定システムを検討します。

#### 主なスケジュール

平成 22 年度までに新たな意思決定システムの構築



### 3 契約事務の集約・効率化(21)

公平公正で透明性、競争性の高い入札を実施するほか、契約事務の集約・効率化を進めます。

#### (1) 契約窓口の一元化

各課の入札事務の一元化を図り、効率性を高めるとともに、業者登録制度の整備を行います。

また、業務委託について総合評価方式を導入します。

##### 主なスケジュール

平成 21 年度までに委託業務の総合評価方式を導入し、平成 22 年度までに業者登録制度の確立

#### (2) 公共施設の保守点検業務等の集約

総合支所や市民センターなど公共施設の保守点検業務等について、可能な限り集約を図ります。

##### 主なスケジュール

平成 22 年度までに保守点検業務の集約化を試行し、平成 23 年度から本格実施

### 4 情報システムの最適化(22)

各情報システムの課題を整理し、再構築や最適化を図ります。

##### 主なスケジュール

平成 24 年度までに情報システムの再構築、最適化  
<各システムの見直し時期>

- ・ 総合行政システム(平成 22 年度)
- ・ Cネットシステム(平成 24 年度)
- ・ 個別システム(平成 21 年度)

## 第2節 職員の意識改革と育成

行政を経営する意識、行財政改革に主体的に取り組む意欲、政令指定都市の実現を見据えた多様な行政課題に的確に対応できる能力を持つ職員に向けて、意識改革、能力開発、人材育成を進めます。

### <具体的取組>

#### 1 人事評価制度の見直し(23)

目標管理手法をさらに有効に活用し、意欲ある人材を育成するとともに、業績に応じた適切な処遇により、「目標達成」、「評価」、「能力開発」、「処遇」を連動させる制度を目指します。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から係長級昇任試験の実施

#### 2 専門職の育成(24)

福祉・税務・用地部門など高度な専門性が求められる業務等について、専門職として人材を育成します。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から継続実施

#### 3 職員研修の充実(25)

職場研修に関する情報提供や研修ニーズに応じた科目設定など効果的・効率的な実施方法を確立するとともに、職員の人材育成基本方針・実行計画を見直します。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度に熊本市人材育成基本方針・実行計画の更新

#### 4 技術力の向上(26)

公共工事の工事設計積算に関する質疑応答集を充実、情報の共有化を図るとともに、研修会の開催や土木研究所との連携強化により、技術力の向上を図ります。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から研修の充実、土木研究所との連携強化  
平成 21 年度までに質疑応答集の作成・公開

### 第3節 組織・機構の見直し

組織の使命をより明確化することで、着実に成果を出せるようにするとともに、より市民に近いところで迅速な意思決定ができるような組織づくりを進めます。

#### <具体的取組>

##### 1 組織体制の見直し(27)

施策体系と組織体系の整合(政策と局、施策と部、事業と課)を図り、効果的・効率的な施策展開と責任の明確化を図ります。

また、まちづくりの行政課題に柔軟に対応する組織づくりを進めます。

主なスケジュール → 平成 22 年度までに事務分掌の抜本的な見直し

##### 2 (仮称)総務事務センターの設置(28)

給与、旅費支給など全庁共通な事務の一元化・集約化を図るとともに、効率的な処理体制を構築します。

主なスケジュール → 平成 23 年度までに(仮称)総務事務センター設置に係る方針決定

##### 3 職員健康保険組合、職員共済組合の見直し(29)

熊本市職員健康保険組合と熊本市職員共済組合を熊本県市町村職員共済組合へ移行し、制度の維持と事務の効率化を図ります。

主なスケジュール → 平成 22 年度までに熊本県市町村職員共済組合へ移行

### 第4節 定員の適正化

中期定員管理計画に基づき定員の適正化を図ります。

#### <具体的取組>

##### 1 中期定員管理計画の推進(30)

簡素で効率的な行政体制を目指すとともに、まちづくりの重点施策により積極的に人員を投入していくための中長期的な視点に立った定員管理計画とします。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に準じ、5.7%の定員削減を図ります。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

## 2 時間外勤務の縮減(31)

業務の分散化・平準化・職員が行うべき事務と臨時・嘱託職員で対応が可能な事務の整理を行います。

また、業務量の削減を目的とした事務・事業の廃止・統合を行うとともに、更なる事務の一元化若しくは集約化を目指します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

## 第5節 給与の適正化

国・民間等との均衡を踏まえた給与制度の適正化を図りながら、職員の能力・業績の適正な評価に基づいた給与制度を構築します。

### <具体的取組>

#### 1 給与制度の適正化(32)

職員の給与水準及び諸手当等について引き続き点検と見直しを行います。

また、職員の能力・業績等の適正な評価に基づき、職員の職務遂行に対する動機付けとなる給与制度を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

## 第2章 民間活力の活用

「民間でできるものは民間に委ねる」ことを原則に、行政と民間との役割分担を一層明確にし、最適な担い手による効率的で質の高いサービスを提供するため、業務委託に積極的に取り組むとともに、市が直接管理運営する公共施設については、指定管理者制度等を活用していきます。

### 第1節 民間委託等の推進

民間が十分に担える事業で、民間が実施する方が効率的でサービス向上が図られるものについては、民間委託等を推進します。

#### <具体的取組>

##### 1 アウトソーシングの推進(33)

民間提案による市民サービスの見直しをはじめ、各職場において業務委託の検討等を行い、更なる委託等の拡大を図るものを含め、計画的に推進します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

#### アウトソーシングとは？

事務事業(業務)の外部化のことで、この計画ではサービスの提供を民間市場に委ねることを前提とした業務の廃止・縮減や将来の民間委託等を視野に入れた定員配置の見直し(再任用職員・嘱託職員・臨時職員の活用)についても、広義のアウトソーシングとして掲げています。

#### 【対象業務】

※各業務内容等は、実施プログラムシート(P69～P77)をご覧ください。

- (1) 債権回収代行業務
- (2) 市政だより編集業務
- (3) 市ホームページ管理業務
- (4) 電話交換業務
- (5) 守衛業務
- (6) 公用車運転業務
- (7) 二輪車管理業務
- (8) 市役所駐車場管理業務
- (9) 各館ホール業務

- (10) 計量検査所の業務
- (11) 動物愛護業務
- (12) 燃やすごみ・紙収集業務
- (13) 環境工場の業務
- (14) 熊本城の管理業務(守衛、駐車場及び入園料金収納事務)
- (15) (動植物園)遊機具部門業務
- (16) 土木センターの業務
- (17) 学校給食業務

## 第2節 公共施設の見直し

民間等の類似施設の充実、時代の変化に伴い設置目的の希薄化、さらには、管理運営費が大きく財政負担となっている施設については、存続する必要性、サービスの向上策の検討、運営方法の変更、運営の効率化等の観点から、引き続き見直しを行います。

### <具体的取組>

#### 1 辛島公園地下駐車場(34)

新たな特別料金(打切り料金、1日料金等)の創設及び施設のあり方を検討します。

##### 主なスケジュール

平成23年度までに新たな特別料金を創設し、平成24年度までに施設のあり方を明確化

#### 2 公設福祉施設(35)

施設毎に公設福祉施設としての必要性等について検討を行い、引き続き管理するものと民間に委ねる施設に峻別し、民営化する施設は譲渡します。

##### 主なスケジュール

平成26年度に民営化する施設を譲渡

#### 3 斎場(36)

アウトソーシングの更なる取り組みを進め、今後の施設全体の管理・運営のあり方について検討します。

##### 主なスケジュール

平成24年度までに管理運営のあり方について方針を決定する

#### 4 環境衛生事業所(37)

アウトソーシングの更なる取り組みを進め、今後の施設全体のあり方について検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から業務を順次民間委託

#### 5 食肉センターの見直し(38)

熊本市食肉センターの代替施設の確保等の諸問題を解決し、廃止します。

主なスケジュール → 平成 22 年度までに食肉センターを廃止

#### 6 公設運動施設等(39)

公設運動施設等における委託業務の集約、管理人の雇用方法や指定管理者制度の導入など管理運営のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 23 年度までに管理運営方法等の見直し

#### 7 あり方を見直す施設(40)

##### (1) 庁舎花畑別館

老朽化等により建替えが必要であり、今後のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

##### (2) 産業文化会館

再開発構想の中で、会館の存廃を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

##### (3) 総合ビジネス専門学校

入学金、検定料等の見直しを行いつつ、民間での実施状況や市民ニーズの把握等、公設施設としての今後のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

### 第3節 指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営に関して、サービスの向上と経費削減が期待できるものは、引き続き、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、制度導入を図ります。

#### <具体的取組>

##### 1 総合女性センター(41)

施設の管理運営方法と事業展開のあり方などの検討を行い、制度を導入します。

主なスケジュール ▶ 平成 24 年度までに指定管理者制度導入

##### 2 健軍文化ホール(42)

サービスコーナーの取扱いなどの検討を行い、制度を導入します。

主なスケジュール ▶ 平成 25 年度までに指定管理者制度導入

##### 3 子ども文化会館(43)

大型児童館及び子育て支援センター(子育てほっとステーション)機能等の検証を行い、制度の導入を含め、会館のあり方を検討します。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度までに方向性を決定

##### 4 リサイクル情報プラザ(44)

施設のあり方について検討し、制度を導入します。

主なスケジュール ▶ 平成 24 年度までに指定管理者制度導入



## 第4節 PFI方式等の活用

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力、技術能力を活用することで、低廉かつ良質なサービスが提供される場合には、PFI方式の導入を検討します。

### <具体的取組>

#### 1 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業(45)

「桜の馬場地区」に歴史文化体験施設、多目的交流施設、総合観光案内所等を整備し、周辺地域への回遊性の向上を図ります。

主なスケジュール ▶ 平成 22 年度までに施設整備を行い、23 年度から運営開始

#### 2 西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討(46)

整備や運営手法について、費用対効果や事業効果等、多面的な検討を行い、本市に適した事業手法を選択します。

主なスケジュール ▶ 平成 23 年度までに、基本設計・事業手法を決定し、事業者選定

## 第3章 財政の健全化

予算編成手法については、限られた財源で収支均衡した財政運営を行うため、これまでの「事業費ベース」から「一般財源ベース」での要求シーリングに切り替えるなど財源の重点配分を目指した見直しを図るとともに、税収等の確保、貸付金の回収、受益者負担の見直しなどの歳入確保策、未利用財産の売却促進、資産の有効活用等にも引き続き取り組みます。

また、市債残高や財政調整基金残高に加え、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の施行により新たに導入された、連結実質赤字比率や将来負担比率などの新健全化指標においても、目標値を定めた上で適正な水準が維持できるよう財政健全化に取り組みます。

### <具体的取組>

#### 1 各種財政指標の改善(47)

市債残高や基金残高、実質赤字比率、実質公債費比率等について、目標値を定め計画的に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から実施

#### 2 予算編成手法の見直し(48)

「一般財源ベース」での要求シーリングの設定を行い全庁的に財源の意識を持った主体的な予算編成に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 21 年度より継続実施

#### 3 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し(49)

施設の維持管理費やコストを賄うための料金設定を検討するほか、無料駐車場の有料化について検討します。

##### (1) 市営駐輪場の有料化

熊本市自転車駐車対策等協議会に対して、「駐輪場の有料化」について諮問し、その答申を踏まえ、有料化を目指します。

主なスケジュール → 平成 25 年度までに実施

(2) 動植物園駐車場の有料化

動植物園の施設整備を進める財源として、駐車場の有料化を目指します。

主なスケジュール ▶ 平成 23 年度までに実施

(3) その他の使用料・手数料の見直し

既に有料化している施設の料金設定の見直しについて今後も検討を行います。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度以降順次見直し

4 税収等の確保、貸付金の回収(50)

税、国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料については、引き続き徴収率の向上について取組むとともに、各種債権についても、適正な管理に向けた手法を検討します。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度以降順次実施

(1) 市税収納率の向上

税収の安定的な確保に向けて、更なる口座振替の推進など、より効果的な収納対策を講じます。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度以降順次実施

5 スポーツ施設における広告事業の導入(51)

施設の改修経費等の財源とするため、施設に広告スペースを確保し(アクアドームの電光掲示板下等)、企業広告の提出を検討します。

アクアドーム等のネーミングライツ実現の可能性を広告代理店と協議します。

主なスケジュール ▶ 平成 22 年度までにネーミングライツ導入の可否を決定

6 公共工事のコスト縮減(52)

これまで実施してきたコスト縮減施策をさらに進めます。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度に新たな行動計画を改訂し、平成 22 年度以降追加施策の有効性の検証

## 7 補助金の見直し(53)

平成18年度に策定した「補助金見直し基準」に基づき、3年ごとに各種補助金の必要性や効果等を検証し、継続的な見直しに取り組みます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

## 8 野出・熊本線バス運行助成事業の見直し(54)

野出・熊本線バスについて、バス運行協議会と協議を進め、効果的・効率的な代替交通手段を導入します。

主なスケジュール → 平成23年度までに代替交通手段を導入

## 9 経常的な事務経費の見直し(55)

簡素で効率的な事務の執行体制を目指し、引き続き経常的な事務経費の削減に取り組みます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

## 10 事務事業の見直し(56)

限られた財源の重点配分を目指し今後も継続して事務事業の見直しに取り組みます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

## 11 適正な公有財産の管理(57)

未利用地の有効活用を積極的に行うとともに、職員駐車の有料化など市有地の管理の適正化に取り組みます。

### (1) 未利用地の活用

未利用地の有効活用を積極的に行うとともに、未活用の土地の処分については、市民への売却価格等を含め土地の情報の周知を十分に行い、購入機会を増やします。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

## (2) 職員駐車の有料化

市有地の目的外使用許可や使用料の取扱いなどを整備し、市民センター等の出先機関や学校等に勤務する職員の自家用車の駐車の有料化を目指します。

主なスケジュール ▶ 平成 22 年度から実施

## 12 特別会計等の経営健全化(58)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、特別会計、企業会計を連結した指標も定められており、今後も各会計の健全化に取り組めます。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から継続実施

## 第4章 環境配慮型行政の推進

本市ISOを見直し、独自の環境管理システムを構築するとともに、市の公共事業において事業構想段階から自然環境の保全など環境負荷の低減を図る指針を策定し、運用を図ります。

また、環境に配慮した事務事業の推進を強化するためCO2排出量削減に取り組めます。

### <具体的取組>

#### 1 環境管理システムの充実(59)

本市ISOを見直し、独自の環境管理システムを構築し、運用します。

また、市が実施する公共事業において環境への負荷を低減させるための環境配慮指針を策定し、運用します。

#### 主なスケジュール

平成 23 年度までに本市ISOの見直しを行い、独自の環境管理システムを構築

#### 2 CO2削減を目指した事務・事業の推進(60)

紙やコピー枚数の節減数などCO2削減実行シートを作成し、排出量の削減と削減量に相当する経費削減を行います。

また、職員の通勤方法について環境負荷の少ない手段への転換促進や低燃費・低排ガスの公用車導入を促進します。

#### 主なスケジュール

平成 21 年度以降職員の通勤手段転換、エコオフィス活動によるCO2排出量削減等に取り組む

## 第5章 公営企業の改革

各公営企業が提供しているサービスについて、必要性、実施主体、水準、使用料等について検証を行い、改善項目について計画的に取り組むとともに、各公営企業で策定した経営改善計画等の着実な推進を図ります。

また、企業職員の給与等、職員数について、経営状況その他の事情を考慮し、引き続き適正化に努めます。

### 第1節 病院事業の経営健全化

#### <具体的取組>

##### 1 地方公営企業法の全部適用への移行(61)

地方公営企業法の全部適用へ移行します。

主なスケジュール → 平成21年度に地方公営企業法全部適用へ移行

##### 2 公立病院改革プラン(仮称)の策定・推進(62)

現行「熊本市民病院経営改善計画」を見直し、「公立病院改革プラン(仮称)」を策定し、推進します。

主なスケジュール → 平成20年度に公立病院改革プラン(仮称)を策定し、平成21年度以降推進

### 第2節 交通事業の経営健全化

#### <具体的取組>

##### 1 職員配置の見直し(63)

運輸職から行政職への職種変更試験の受験を促進するとともに、市長事務部局や交通局内部での配置換え等により、運輸職の効率的な職員配置を推進します。

主なスケジュール → 平成21年度以降実施

##### 2 交通事業の経営健全化の推進(64)

新たに交通事業の経営改善計画を策定し、人件費や経常経費の削減、乗客増等増収対策、未利用地の売却等により、収支適正化を図ります。

主なスケジュール → 平成21年度、本山営業所所管の路線を民間事業者へ移譲

### 第3節 水道事業の経営健全化

#### <具体的取組>

##### 1 組織機構の適正化(65)

簡素で効率的な組織体制の整備を図り、中長期的な視点にたった定員管理を進めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から組織機構の見直し、定員の適正化

##### 2 民間的经营手法の有効活用(66)

直營業務のあり方を見直し、更なるアウトソーシングの検討を行い、可能なものから進めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から実施

##### 3 水道料金体系の見直し(67)

「水道事業経営基本計画」に基づいて、基本水量制の見直しなど、節水社会等へ対応した料金体系を構築します。

主なスケジュール → 平成 21 年度中に新料金体系へ移行

### 第4節 下水道事業の経営健全化

#### <具体的取組>

##### 1 「中・長期経営計画」の見直しと推進(68)

安定した事業経営に向けて「中・長期経営計画」を見直し、着実に推進します。

主なスケジュール → 平成 21 年度に「中・長期計画」の見直し

##### 2 浄化センターの運転管理業務の民間委託(69)

中部及び東部浄化センター運転管理業務の民間委託を検討します。

主なスケジュール → 平成 25 年度までにいずれかのセンターを民間委託  
※平成 21 年度から南部浄化センターは民間委託



## 第6章 外郭団体の改革

各団体と市において、「外郭団体経営改革計画」の検証を行うとともに、次期計画の策定や公益法人制度改革等に対応する取り組みを支援します。

### 第1節 外郭団体経営改革計画の見直し

#### <具体的取組>

##### 1 公益法人制度改革への対応(70)

国、県の動向や他都市の状況把握に努め、具体的な取り組みを検討します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

##### 2 市の関与の見直し(71)

公益法人制度改革への対応や各団体の経営改革等を総合的に勘案しながら、自主的・自律的な経営ができる体制確保に向け、市の関与を今後も縮減します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

## 第7章 政令指定都市の実現

活力と魅力にあふれる熊本市を築きあげていくためには、九州中央における拠点性をさらに高めていかなければなりません。そうした新しいまちづくりを迅速に進めるため、現行制度において権限と財源が最も充実している政令指定都市の実現を目指します。

### <具体的取組>

#### 1 組織機構の検討(72)

区役所機能や出先機関のあり方について、関係部署との連携を図りながら検討を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

#### 2 移譲事務の検討(73)

政令指定都市移行に向け、県から事務移譲に関する課題等について更なる調査・研究を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

## 第5 実施プログラム

※ プログラムの実施時期については、以下により表記しています。

### ■「継続実施」

- ・ これまでの行財政改革推進計画で既に実施中の内容を、計画においても引き続き取り組みます。

### ■「検討」

- ・ 実施に向け調査、研究、関係機関との協議及び検討を進めます。

### ■「決定」

- ・ 検討結果を踏まえ、取り組み方針、計画内容等を決定します。

### ■「準備」

- ・ 方針等を決定後、実施に向けた準備(期間等を要するもの)、例えば指定管理者制度導入に向けた公募、議案の上程等を行います。

### ■「実施」

- ・ プログラム内容を具現化します。

### ■「⇒」

- ・ 「検討」、「準備」、「実施」期間が複数年度にわたる場合、若しくは「実施」内容の充実や拡大等に継続的に取り組みます。



# I 市民に信頼される市政の実現

①区分	章	1	市民参画と協働の推進				
	プログラム	1	自治基本条例の制定と運用				
②所管課		市民生活局 市民協働推進課		③関係課等	全課		
④現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例に盛り込む項目、内容などについて、自治基本条例検討委員会で協議中である。(平成19年9月「熊本市自治基本条例検討委員会」設置、平成20年10月まで11回開催)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例は、市民・議会・行政の役割と責務を明確にするとともに、自治の基本理念や市政運営のルール等を定めることから、まちづくりの主役である市民への周知が必要である。</li> </ul>					
⑤実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	自治基本条例検討委員会での協議	継続実施	⇒				
2	自治基本条例制定	検討	⇒	実施			
3	自治基本条例運用			実施	⇒	⇒	⇒
4	市民への周知	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑥実施概要		<p>1 「自治基本条例検討委員会」において、自治基本条例に盛り込む項目、内容などについて協議を行う。</p> <p>2 「自治基本条例検討委員会」での協議結果を受け、条例制定に向けた整理を行い平成22年4月の施行を目指す。</p> <p>3 条例施行後は、自治基本条例の理念を実現するため条例の運用を行う。</p> <p>4 市民への周知を図るため、「市政だよりでの広報」のほか、「シンポジウム」「オープンハウス」「地域説明会」「パブリックコメント」「出前講座」などを実施する。</p>					
⑦目標		自治基本条例を制定し、参画と協働によるまちづくりを進める。					
⑧取組み効果		参画と協働によるまちづくりが進むことにより、市民志向の質の高い市政運営が図られる。					
⑨成果指標 (数値目標等)		市民参画・協働による事業の割合 (※現在策定中の総合計画にあわせて設定)					
備考							

# I 市民に信頼される市政の実現

①区分	章	1	市民参画と協働の推進				
	節						
	プログラム	2	地域コミュニティの活性化				
②所管課		市民生活局 地域づくり推進課		③関係課等		各まちづくり交流室	
④現状と課題	【現状】						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主自立の地域づくり推進組織となる校区自治協議会の設立については、自治会や各種団体への説明会等を行い、平成16年度は総数で15校区、平成17年度57校区、平成18年度65校区、平成19年度70校区と増加してきた。</li> <li>・平成20年4月に総合支所・市民センター等16ヶ所にまちづくり交流室を設置し、地域づくりの支援組織を強化した。</li> </ul>						
④現状と課題	【課題】						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人ひとりが自らが住む地域に関心を持ち、お互いに協力しながら、暮らしやすい地域を形成していくためには、住民相互の連帯感の醸成や地域の課題解決に向けた住民主体の活動を活性化する必要がある。</li> </ul>						
⑤実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	地域づくり活動の支援	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	校区自治協議会の設立	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
⑥実施概要	1	校区自治協議会における地域課題解決に向けた取り組みなど主体的な地域づくり活動を積極的に支援する。					
	2	未設立校区については、設立校区における活動成果の事例紹介等により、引き続き設立に向けた働きかけを行っていく。					
	3						
⑦目標	地域の実情に応じた支援体制づくりを進め、地域活動のさらなる活発化を支援する。						
⑧取り組み効果	住民の自主的活動の拡大及び地域コミュニティの活性化が図られる。						
⑨成果指標 (数値目標等)	過去1年間に地域活動に参加した市民の割合 (※市民アンケート結果を踏まえ設定)						
備考							

# I 市民に信頼される市政の実現

①区分	章	1	市民参画と協働の推進					
	節							
	プログラム	3	市民参画の推進					
②所管課		市民生活局 市民協働推進課		③関係課等		全課		
④現状と課題		【現状】 ・全庁的に市民参画を進めるため、PI(パブリックインボルブメント)マニュアルを作成するとともに、実施方針を定め、職員研修等により周知を図った。						
		【課題】 ・PIの概念、具体的手法、効果等の理解が十分でないことから、各事業での活用が少ない。						
⑤実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	PI手法の活用		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2								
3								
⑥実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PIに関する理解を深めるため、職員研修等を実施するとともに、その活用を図るためPIの実施事例や効果等の情報を提供する。</li> <li>・加えて、各事業の取り組み状況を市民に公表する。</li> </ul>						
	2							
	3							
⑦目標		全ての事業で、市政への市民参画(事業説明、情報提供、意見募集等)を進める。						
⑧取り組み効果		市民の意見を事業に反映させることで、より効果的で満足度の高い市政運営が図られる。						
⑨成果指標 (数値目標等)		市民参画の件数 (※現在策定中の総合計画にあわせて設定)						
備考		PI(パブリックインボルブメント): 施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供した上で、価値観を見極め調整しながら、柔軟に施策立案を進める市民参画の理念であり、過程のこと。						

